

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

昭和59年12月27日
条例第50号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和34年鹿児島県条例第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(平元条例24)

(風俗営業の許可に係る営業制限地域)

第3条 法第4条第2項第2号の規定により定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域のうち、住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域として鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が告示した地域

(2) 都市計画法による用途地域の指定のない地域にあっては、前号の地域に相当する地域として公安委員会が告示した地域

(3) 前2号の地域以外の地域のうち、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲100メートル(当該施設の敷地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)内にある場合にあっては、50メートル)以内の地域(公安委員会が、良好な風俗環境を保全するために支障がないと認めて告示した地域を除く。)

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)

イ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(4) 第1号及び第2号の地域以外の地域のうち、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(以下「病院」という。)又は同条第2項に規定する診療所(19人の患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下この号において「診療所」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下この号において同じ。)の周囲の地域で、次に掲げるもの(公安委員会が、良好な風俗環境を保全するために支障がないと認めて告示したもの)を除く。)

ア 商業地域内にある病院又は診療所(鹿児島市の区域内にあっては、第4条の2の規定により公安委員会が告示した地域内にあるものを除く。)の敷地の周囲30メートル以内の地域

イ 商業地域以外の地域内にある病院又は診療所の敷地の周囲50メートル以内の地域

2 前項の規定は、次に掲げる風俗営業に係る営業所については、適用しない。

(1) 祭礼、縁日その他の地域的な行事の期間中その地域において営まれる風俗営業

(2) 車その他の乗り物を利用して、営業の場所が常態として移動する風俗営業

(昭61条例62・昭62条例47・平4条例66・平8条例38・平10条例44・平13条例39・平18条例67・平27条例36・平31条例12・一部改正)

(風俗営業の営業時間の特例)

第4条 法第13条第1項第1号の規定により習俗的行事その他の特別な事情のある日として定める日は次の各号に掲げる日とし、同項第1号の規定により当該事情のある地域として定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

(1) 8月11日から8月20日までの日及び12月1日から翌年の1月10日までの日 県内全域

(2) 前号に掲げるもののほか、公安委員会が告示した日 公安委員会が告示した地域及びその他の地域であつて次条第1項に定める地域

2 前項各号に掲げる日及び地域につき法第13条第1項ただし書の規定により定める時は、午前1時とする。

(平10条例44・全改、平27条例57・一部改正)

(風俗営業の営業延長許容地域)

第4条の2 前条第1項各号に掲げる日以外の日において、法第2条第1項第4号の営業(まあじやん屋に限る。)、同項第5号の営業及び接待飲食等営業につき法第13条第1項第2号の規定により午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として定める地域は、鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市及び奄美市の区域内の商業地域のうち、公安委員会が告示した地域とする。

2 前項に定める地域につき法第13条第1項ただし書の規定により定める時は、午前1時とする。

(平10条例44・追加、平16条例58・平17条例86・平27条例57・一部改正)

(風俗営業の営業時間の制限)

第5条 ぱちんこ屋等(法第4条第4項に規定する営業をいう。第8条第1項において同じ。)を営む風俗営業者は、県内全域において、午前6時後午前10時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前(当該翌日が第4条第1項各号のいずれかに該当する場合における習俗的行事その他の特別な事情のある地域にあっては、午前1時まで)の時間においては、その営業を営んではならない。

(平10条例44・平27条例57・一部改正)

(騒音及び振動の規制)

第6条 法第15条(法第32条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により定める騒音に係る数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとおりとする。

2 法第15条の規定により定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第7条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は人にこれらの行為をさせないこと。
- (2) 営業用家屋等(風俗営業の用に供する家屋又は施設をいう。第4号において同じ。)で、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業を営み、又は人にこれらの営業を営ませないこと。
- (3) 客の求めない飲食物を提供し、又は従業者にこれを提供させないこと。
- (4) 営業用家屋等(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業の施設と兼用しているものを除く。)に、客を就寝させ、又は宿泊させないこと。
- (5) 営業中に営業所に、施錠をし、又は人にこれをさせないこと。

(平10条例44・平14条例51・一部改正)

(風俗営業者の区分ごとの特別遵守事項)

第8条 ぱちんこ屋等を営む風俗営業者は、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業所で客に飲酒をさせないこと。
- (2) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は人にこれらの行為をさせないこと。
- (3) 誇大広告その他著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。
- (4) 客に提供した賞品を人に買い取らせないこと。

2 前項第2号及び第3号の規定は、法第2条第1項第4号の営業(まあじやん屋に限る。)又は同項第5号の営業を営む風俗営業者について準用する。

(平10条例44・平27条例57・一部改正)

(ゲームセンター等への年少者の立入りの制限)

第9条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後6時以後午後10時前の時間において、16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは保護者(親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他少年を現に保護監督する者をいう。第17条において同じ。)の同伴を求めなければならない。

(平27条例57・全改)

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設)

第10条 法第28条第1項(法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)の規定により定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 病院又は医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館
- (3) 地方公共団体が設置し、又は管理するスポーツ施設
- (4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園

(昭61条例62・平4条例66・平10条例44・平13条例39・平14条例51・平18条例43・一部改正)

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)

第11条 店舗型性風俗特殊営業、受付所営業(法第31条の2第4項に規定する受付所営業をいう。以下同じ。)及び店舗型電話異性紹介営業は、別表第2の左欄に掲げる営業の種別ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる地域においては、これを営んではならない。

(平10条例44・平14条例51・平18条例43・一部改正)

(店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限)

第12条 店舗型性風俗特殊営業(法第2条第6項第4号の営業その他法第28条第4項の国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。)、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業は、深夜(午前零時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)においては、これを営んではならない。

(平10条例44・平14条例51・平18条例43・平27条例57・一部改正)

(性風俗関連特殊営業の広告制限地域)

第13条 法第28条第5項第1号(法第31条の3第1項、法第31条の8第1項、法第31条の13第1項又は法第31条の18第1項において準用する場合を含む。)の規定により定める地域は、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の場合にあつては別表第2の左欄に掲げる営業の種別に応じそれぞれ同表の右欄に定める地域とし、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業の場合にあつては別表第3の左欄に掲げる営業の種別に応じそれぞれ同表の右欄に定める地域とする。

(平10条例44・追加、平14条例51・一部改正)

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

第14条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の規定により定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

- (1) 第4条の2第1項に定める地域
- (2) 病院、医療法第1条の5第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(深夜における入所又は入院をさせる施設に限る。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲50メートル(当該施設の敷地が商業地域内にある場合にあつては、30メートル)の区域内の地域を除く地域

(平27条例57・追加)

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第15条 特定遊興飲食店営業者は、県内全域において、午前5時から午前6時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(平27条例57・追加)

(特定遊興飲食店営業に係る深夜における騒音及び振動の規制)

第16条 法第31条の23において準用する法第15条の規定により定める深夜における騒音に係る数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄(深夜の区分に限る。)に定めるとおりとする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の規定により定める深夜における振動に係る数値は、55デシベルとする。

(平27条例57・追加)

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第17条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第7条各号に掲げる事項

(2) 第8条第1項第2号及び第3号に掲げる事項

(3) 午後6時以後午後10時前の時間において、18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは保護者の同伴を求めること。

(平27条例57・追加)

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第18条 酒類提供飲食店営業は、第3条第1項第1号及び第2号に定める地域においては、深夜にこれを営んではならない。

(平10条例44・平14条例51・一部改正、平27条例57・旧第14条線下)

(風俗環境保全協議会の設置地域)

第19条 法第38条の4第1項の規定により定める地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 第4条の2第1項に定める地域

(2) 前号に掲げる地域のほか、特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域として公安委員会が告示した地域
(平27条例57・追加)

(公安委員会規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(平10条例44・平12条例96・平14条例51・一部改正、平27条例57・旧第15条線下・一部改正)

附 則

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則(昭和61年7月28日条例第62号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年12月23日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月24日条例第24号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月14日条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第4号及び第10条第1号の改正規定中「同条第2項」を「同条第3項」に改める部分は、医療法の一部を改正する法律(平成4年法律第89号)第2条の規定の施行の日から施行する。

附 則(平成8年3月27日条例第38号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この条例の施行の日から平成8年6月24日(同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項(同法第22条第1項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があった日)までの間は、改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第3条第1項第1号及び別表第1の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成10年12月25日条例第44号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第96号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第51号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月8日条例第58号)

この条例中第1条、第3条、第4条及び第8条の規定は平成16年10月12日から、第2条、第5条から第7条まで、第9条及び第10条の規定は同年11月1日から施行する。

附 則(平成17年7月12日条例第86号)抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第4条、第8条、第10条、第13条、第15条、第18条、第20条、第22条、第24条から第26条まで、第28条から第31条まで、第33条及び第35条の規定 平成17年11月7日

(3) 略

(4) 前3号に掲げる規定以外の規定 平成18年3月20日

附 則(平成18年3月28日条例第43号)

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成18年10月17日条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月24日条例第55号)

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第36号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第57号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第5条の改正規定(「いう」の次に「。第8条第1項において同じ」を加える部分に限る。)及び第8条の改正規定(同条第3項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「同項第8号」を「同項第5号」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第6条、第16条関係)

(平8条例38・平27条例57・平31条例12・一部改正)

地域	数値			
	昼間	夜間		深夜
	午前6時後午後6時前	午後6時から午後10時まで	午後10時後午前零時前	午前零時から午前6時まで
1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル	40デシベル
2 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	50デシベル	45デシベル	45デシベル	45デシベル
3 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル	50デシベル
4 工業地域及び工業専用地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル	55デシベル
5 1から4までに掲げる地域以外の地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル

備考
「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

別表第2(第11条、第13条関係)

(平10条例44・平14条例51・平17条例86・平18条例43・平22条例55・一部改正)

営業の種別	地域	
法第2条第6項第1号の営業	鹿児島市甲突町8番の地域以外の地域	
法第2条第6項第2号の営業及び受付所営業	県内全域	
法第2条第6項第3号の営業	鹿児島市山之口町の地域、指宿市湯の浜五丁目の地域及び霧島市丸尾交差点の周囲100メートル以内の地域以外の地域	
法第2条第6項第4号の営業	モーテル営業	県内全域
	モーテル営業以外の営業	商業地域以外の地域
法第2条第6項第5号の営業	商業地域以外の地域	
法第2条第6項第6号の営業	県内全域	
法第2条第9項の営業	商業地域以外の地域	

備考

この表において「モーテル営業」とは、個室に自動車の車庫(2以上の側壁(カーテン、ついたて等を含む。)及び屋根を有するものに限る。以下同じ。)が個々に接続する施設であつて、次のいずれかに該当する構造設備を有するものを設け、当該施設を異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)に利用させる営業をいう。

- 1 個室に接続する車庫の出入口が扉等によつて遮へいできるもの
- 2 車庫の内部から個室に通じる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの
- 3 個室と車庫とが専用の通路によつて接続しているものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの

別表第3(第13条関係)

(平10条例44・追加、平14条例51・一部改正)

営業の種別	地域
法第2条第7項第1号の営業	県内全域
法第2条第7項第2号の営業	商業地域以外の地域
法第2条第8項の営業	商業地域以外の地域
法第2条第10項の営業	商業地域以外の地域

